

た。だから元代における諸種の法制の改定整備の如きも、これ等の漢人がこの統治精神に牴觸せざる限において、在來の制度を變改したり、新たに制定したりしたのであつて、蒙古人自身は實はこれについて大して關心もなく、役目を果したものでもなかつたのである。

元代社會における漢民族

社會の組織もまた勿論蒙古至上主義を根幹としたもので、蒙古人が最上の階級にあり、その下に漢人と異つた文化を有する色目人の階級を認め、最下層に漢文化を有するいはゆる漢人南人の階級を認めた。さうして蒙古人と色目人との社會的位置の相違は左まで甚しくなかつたのに反して、その漢人南人との懸隔は極めて著しく、彼等の擡頭はすべての方面において控制せられた。

曾て貴族制度の崩壞に依つて、平等に花々しく進出の潮流に棹した漢民族は、今また元代において蒙古族なる新貴族制度の下に、昔の庶民階級よりも更に低下した地位に平等に局限せられることになつたのである。従つて隋唐以來、庶民進出の門として開かれた科擧制度の如きも、これに依る漢人南人の官界進出を恐れた爲に、幾度も唱導せられながら、容易に實現せず、辛うじて實施せられると蒙古人や色目人にはその試験を寛にしたり、或は曾て金代にも行はれたやうに、別に蒙古學・回回學の科擧制度が唱へられた。

そこで漢人南人で、如何にもして下級の官位にでもありつかうとするものは、身分姓名を詐り、蒙古人たり色目人たることを装うて纔に志を達するものも出現する有様であつた。漢・南人は蒙古人に毆られても毆り返すことは